

「医行為」について

○ 医師法（昭和23年法律第201号）

- ・ 第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

【解釈】医師法第17条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。～厚生労働省ホームページより引用～

○ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

- ・ 第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
- ・ 第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

- 医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為である「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されることのないよう、「医行為」ではないと考えられるものについての解釈がなされています。⇒次頁に概要を記載

※ 広島県ホームページには、医行為ではないと考えられるものについての解釈通知等を掲載しています。

トップページ>組織でさがす>医務課

>医行為の範囲>医師法第17条, 歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること。耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること。
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること。
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要のないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するためパルスオキシメータを装着すること。
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む)
※ 切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を否定するものではない。
- 5 患者の状態が以下の3条件(※)を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した**医薬品の使用を介助すること**。

…医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

- 具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む。)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

※《以下の3条件》

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注)この通知に列挙されている行為は、原則として、医師法第17条, 歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないと考えられますが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得るため、サービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて医師、歯科医師又は看護職員に対してそうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認し、さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に必ず報告してください。なお、実施者に対しては、一定の研修や訓練が行われていることが望ましく、事業者には、事業遂行上安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められます。また、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきものです。

- 6 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること、爪ヤスリでやすりがけすること。
- 7 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯・口腔粘膜・舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること。
- 8 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
- 9 ストーマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること（肌に接着したパウチの取り替えを除く）
※ 肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具については、ストーマ及び周辺の状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合には、その剥離による障害等のおそれは極めて低いことから、当該ストーマ装具の交換は原則として医行為には該当しない。＜平成23年7月5日医政医発0705第3号厚生労働省医政局医事課長通知＞
- 10 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと。
- 11 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いて浣腸すること。
※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

この整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものです。

注)この通知に列举されている行為は、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないと考えられますが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得るため、サービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて医師、歯科医師又は看護職員に対してそうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認し、さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に必ず報告してください。なお、実施者に対しては、一定の研修や訓練が行われていることが望ましく、事業者には、事業遂行上安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められます。また、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきものです。